

官 報

政府調達公告版

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入 札 公 示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

page="0056"

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成26年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成 26 年 1 月 17 日

支出負担行為担当官

防衛省経理装備局会計課

会計管理官 佐々木正人

◎調達機関番号 010 ◎所在地番号 13

○第5号

1 業務概要等

(1) 品目分類番号 42

(2) 業務名

平成26年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザー業務

(3) 業務内容

1. 一般事項

- [1] 受注者は、業務の履行に当たって、事前に業務計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。また、監督官と業務計画内容等について協議を行うものとする。
- [2] 受注者は、業務の内容及び真水事業の計画等を把握し、業務の実施に当たっては、常に監督官と協議を行い、業務の適正な履行に努めるものとする。
- [3] 受注者は、業務の適正かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。
- [4] 受注者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、電子データ(ワード等)で作成し、作成年月日を入れたものを電子メールで送ることとする。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。
- [5] 受注者は、真水事業に係る米国政府担当官及び関係者(以下、「米国担当官等」という。)から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。
- [6] 監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。

2. 個別事項

[1] 日本国外等における補助業務

ア 受注者は、監督官の指示により、真水事業や米国政府の財政支出で整備する事業(以下「MILCON事業」という。)の実施に係る資料(入札公告、提案要求書等)の収集・整理、各段階での設計成果の精査及び真水事業の進捗状況の確認を行い、米国担当官等が行った真水事業に係る契約書及び支払いに関する文書について、その内容を確認し、監督官に報告するものとする。

本業務の履行に必要な技術者の体制は、次の体制を標準とし、予め監督官と協議のうえ決定するものとする。

(ハワイ)12ヶ月 2名(往復24回)(管理技術者、担当技術者)

(グアム)7日間×4回 4名(管理技術者、担当技術者)

※上記日数は、移動日+現地滞在期間の日数であり、その前後1日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

イ 受注者は、別途実施される真水事業のモニタリング業務が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務、真水事業の実施に係る資料の収集・整理業務等を通じて得た情報について、以下のとおりグアムにおいてモニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。

また、グアムで得た情報に基づく、必要な調整をハワイにおいて実施するものとする。

(グアム)3日間×6回 1名(管理技術者、担当技術者)

※上記日数は移動日+現地滞在期間の日数であり、その前後1日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

ウ ア～イの業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、作業日数等は実績により後日精算を行うものとする。

エ ア～イに対する国内支援業務を見込むものとする。また、作業日数は実績により後日精算を行うものとする。

[2] 日本国外等における調査業務 受注者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとする。

なお、日本国外等での作業日数は以下を見込んでおり、後日、実績により精算するものとする。

(ハワイ)5日間×2回 2名(管理技術者、担当技術者)

(グアム)5日間×3回 1名(管理技術者、担当技術者)

(沖縄)5日間×1回 1名(管理技術者、担当技術者)

※1. 上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、作業日数等は実績により後日精算を行うものとする。

2. 上記日数は移動日+現地滞在期間の日数であり、その前後1日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

[3] 真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務

ア 工事費 受注者は、監督官の指示により、MILCON事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る計画の内容について、規模の妥当性、基準との整合性及び工事費の数量・単価を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当たっては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

イ 設計費 受注者は、監督官の指示により、MILCON事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る所要を整理し、設計費の単価・人工数を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当たっては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

[4] 事業計画等に係る技術的検討業務

ア 受注者は、監督官の指示により、米国政府が作成するグアム移転事業に係るマスタープランについて、施設の整備内容、配置計画、施工計画等を確認・整理し、監督官に報告するものとする。

イ 受注者は、監督官の指示により、米国政府が実施しているグアム移転事業に係る環境影響評価の進捗状況を確認するほか、環境影響評価関連資料について以下の業務を行うものとする。

・補足的環境影響評価関連資料(約500頁相当)のレビュー、各種資料の日本語訳の作成作業(約200頁相当)及び専門的意見の提供

・北マリアナ諸島における環境影響評価関連資料(約8000頁相当)のレビュー、各種資料の日本語訳の作成作業(約200頁相当)及び専門的意見の提供

・上記に関連して必要となる米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務

ウ イに示す関連資料に係るレビュー及び日本語訳の作成作業において、当初想定と実際の資料の頁数に大きな差異が生じた場合は、後日精算するものとする。

[5] 通訳業務 受注者は、監督官の指示により、真水事業に係る会議等において通訳を行うものとする。通訳業務に係る日数等は以下を見込むものとする。

(ハワイ)1日(3時間)×120回 1名

(グアム)7日間×4回 1名

(東京)4日間×8回 1名

※1. 上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、通訳業務の実働日数等は実績により後日精算するものとする。

2. 通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

3. その他

[1] 受注者は、各業務場所における業務処理に必要な車両(4~5人乗り)を1台、当該業務期間に必要なに応じて準備するものとし、後日精算するものとする。なお、必要に応じて防衛省職員を本車両により業務上必要な場所へ送迎するものとする。

[2] 受注者は、業務処理に当たって、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。

[3] 受注者は、米国担当官等に対する連絡・調整を行った場合には、速やかに監督官に報告することとする。

[4] 業務処理報告書 受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。

[5] 打合せ記録簿 受注者は、監督官と実施した協議、打合せ、報告等の内容について打合せ記録簿を作成し、提出するものとする。

[6] 受注者は、日本国外等において行う業務に係る経費(航空運賃、日当、宿泊費、現地諸経費及び雑費等)は、実費を当省の基準等により精査のうえ、精算するものとする。

[7] 受注者は、業務の処理にあたっては、以下の関連する他の業務の技術者等と調整を行い、業務の円滑な進行を促進しなければならない。

・平成26年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係る工事モニタリング補助業務

[8] ハワイ及びグアムにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。

[9] 日本国外に配置された管理技術者及び担当技術者は、本業務のみに従事するものとする。

(4) 履行期限 平成27年3月31日

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画提案書の提出者に要求される資格 以下に掲げる資格要件を満たしている企業であること。([2]及び[3]については、どちらか一方を有していればよい。)

[1] 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

[2] 平成25・26・27年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等([3]調査・研究又は[15]その他)」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。

[3] 装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務に係る平成25・26年度一般競争(指名競争)参加資格の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の者であり北関東防衛局に競争参加を希望していること。

[4] 参加表明書の提出期限から契約までの間に、北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと、又は、防衛省から指名停止等を受けている期間中でないこと。

[5] 暴力団関係業者の排除

ア) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ) 見積合わせ後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(2) 企画提案書の提出者を選定するための基準

[1] 同種又は類似の業務の実績

[2] 配置予定管理担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等

(3) 企画提案書を特定するための評価基準

[1] 同種又は類似の業務の実績

[2] 配置予定担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等

[3] 業務実施方針及び手法 業務内容や必要とされる能力への理解度、業務の実施体制、業務実施方針等の明確性、実現可能性、実施フローの妥当性等

3 手続等

(1) 担当部局 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

・契約手続に関すること

防衛省経理装備局会計課契約係

電話03-3268-3111

内線20813 山口

・業務内容に関すること

防衛省地方協力局地方協力企画課

グアム移転事業室

電話03-3268-3111

内線36167 駿河

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 平成26年1月17日から平成26年1月27日の行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。交付は、防衛省経理装備局会計課契約係において無償交付する。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限:平成26年1月27日午後5時まで

提出場所:防衛省経理装備局会計課契約係

提出方法:郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は持参すること。郵送等による場合は受領期限必着。

(4) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限:平成26年3月11日午後5時まで

提出場所:防衛省経理装備局会計課契約係

提出方法:郵送等又は持参すること。郵送等による場合は受領期限必着。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 支払条件 業務完了後、契約書に定めるところにより支払う。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 防衛省経理装備局会計課契約係

(5) 上記2(1)[2]又は[3]に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も上記3(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出のときにおいて、当該資格の決定を受けていなければならない。

(6) 受領期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

(7) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の相手方との随意契約により締結する予定は無い。

(8) 詳細は業務説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masato Sasaki, Special Officer for Accounts, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence.

(2) Subject matter of the contact : JFY 2014 Advisory Services for "MAMIZU" Project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam

(3) Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 27 January 2014.

(4) Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. 11 March 2014.

(5) Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Section, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence, 5-1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8801 Japan. TEL 03-3268-3111 ex. 20813

